

放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案に対して提出された御意見と総務省の考え方

No	意見提出者	案に対する意見及び理由	総務省の考え方
	社団法人日本民間放送連盟	<p>これまでの特別衛星放送に関する放送法関係審査基準の制度整備に対し、当連盟はとりわけ、比較審査における放送番組に関連する審査項目の適否について、「放送番組編集の自由」「放送事業者の自主自律」を尊重する観点から意見を述べてきました。</p> <p>今般の意見募集の対象となっている標記審査基準改正案は、新たな110度CS放送の認定申請受付に向け、110度CS放送のいっそうの向上を図るとともに、BSデジタル放送を含む特別衛星放送全体の発展を目的としたものと理解いたします。そのうえで、改正案に盛り込まれた、放送番組に係る新規項目について下記の意見を申し述べますので、制度整備に反映していただくよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
No. 1-1		<p>● 「3（2）放送番組の制作及び調達」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「放送番組の適正化の措置がより充実したものであること」とありますが、多様性が重視され、放送事業者の自主自律に委ねられる放送番組について、「適正化」の言葉はなじまないものと考えます。 	<p>放送番組の適正を図る措置は、放送事業者の自主自律を基本とするものであることから、別添のとおり修正いたします。</p> <p>※別添「放送番組の制作及び調達の体制並びに放送番組の適正を図るための措置がより充実したものであること」</p>
No. 1-2		<p>● 「3（9）放送番組の高画質性」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「高精細度テレビジョン放送として放送する必要性がより高く」とありますが、必要性の判断は本来、送り手と受け手の双方に委ねられるものです。番組ジャンルの必要性について行政が優劣をつけるのであれば、適切さを欠くと考えます。 	<p>本審査項目は、放送番組のジャンルごとに高精細度テレビジョン放送として放送する必要性を判断するものではなく、個別の番組ごとに高精細度テレビジョン放送として放送することの必要性について審査を行っていくことを考えています。</p>

<p>No. 1-3</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 「3 (13) 放送番組の視聴需要」について <ul style="list-style-type: none"> ・ 「視聴者の需要がより高いものであること」とありますが、同じ比較審査基準の「(4) 放送番組の多様性」に定めがある、「特別衛星放送全体として、…より放送番組の多様性の確保に資するものであること」との関係や整合性が不分明であるとともに、「視聴者の需要」の高低を客観的かつ適切な指標で判断することは困難であると考えます。 	<p>「放送番組の視聴需要」については、東経110度CS放送における高精細度テレビジョン放送の効果等をより多くの人に享受されることを確保する観点から、審査項目として追加するものです。</p> <p>また、「放送番組の多様性」については、「放送番組の視聴需要」とは別の審査項目として「特定分野への偏り」や「番組の内容の重複の程度」について審査を行っていくことを考えており、これにより衛星基幹放送全体として放送番組の多様性を確保できるものと考えます。</p> <p>なお、視聴需要の指標については、視聴率や有料放送加入者数により審査を行う場合、視聴率データが存在しないこと、加入者数について単チャンネル加入や複数チャンネルのパック加入があり単純に視聴需要を比較することができないことから、より総合的に視聴需要を判断する観点から、視聴料収入の額を指標として審査を行っていくことを考えています。</p>
		<p><その他></p> <p>今般の改正事項ではありませんが、比較審査項目のうち下記2項目について、これまでの当連盟の主張に則して、あらためて意見を申し述べます。</p>	
<p>No. 1-4</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 「3 (3) 表現の自由の享有」について <ul style="list-style-type: none"> ・ 絶対審査でマスメディア集中排除原則に適合している申請について、比較審査で既存のBS放送事業者や地上放送事業者との支配関係の程度を勘案する二重規制を設けていることについて、「議決権保有10分の1超」との基準は緩和もしくは削除を要望します。 	<p>ご指摘の点については、今回の訓令案の改正箇所ではありませんので、今後の制度検討・運用に当たっての参考意見として承ります。</p>

No. 1-5		<ul style="list-style-type: none"> ● 「2（1）広告放送の割合」および「3（5）広告放送の割合」について <ul style="list-style-type: none"> ・ 「広告放送の割合」を基準に行政が審査を行うことの制度的根拠は希薄であり、地上テレビ放送の教育・教養番組に係る規律を援用して、恒久的な審査基準として「3割」との具体的な基準を設けることは必然性・合理性に欠けると考えます。「3割」との基準は削除するよう要望します。 	<p>ご指摘の点については、今回の訓令案の改正箇所ではありませんので、今後の制度検討・運用に当たっての参考意見として承ります。</p>
	(株)シー・ティ・ビー・エス	<p>（1） 放送法関係審査基準の改正概要</p> <p>このたびの意見募集の対象となっている標記審査基準改正案は、事実上110度CS放送における最後の大規模な変更となるものと理解しております。</p> <p>その認定申請受付に向け、基幹放送と位置づけられた110度CS放送の、より一層の品質向上を図るとともに、BSデジタル放送を含む特別衛星放送全体の発展のため、まずは、地上波・BSデジタル放送と比較して画質が劣る110度CS放送における画質の向上を最優先するという今回の改正については、概ね評価致しますが、以下2点意見を述べさせていただきます。</p>	
No. 2-1		<p>○ 比較審査基準の審査手順</p> <p>【1】 12スロット以上返上する申請を優先について</p> <p>手順として12スロット以上を返上する申請が優先されることから、新規チャンネルの参入に関しては15項目の審査基準にて、透明性のある審査を希望いたします。</p>	<p>衛星基幹放送の業務の認定にあたっては、関係法令等に則り適切に行って参ります。</p>

No. 2-2		<p>○ 比較審査基準の審査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周波数の有効利用 <p>周波数の有効利用においては、帯域の返上、スロット数の削減等、経営計画に関する重要な判断を下す必要があることから、申請受付期間を十分に取るなどのご配慮をお願いいたします。</p>	<p>ご要望の点については、今回の訓令案の改正箇所ではありませんので、今後の参考意見として承ります。</p>
No. 3-1	名古屋テレビネクス ト(株)	<p>■ 審査手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12スロット以上返上の優先、既存SD番組の画質向上の優先、停止条件つき廃止番組のスロット集約については、制約のある帯域を効率活用し、新規番組の放送開始を早期に実現する審査手順として賛同致します。 ・ ただし、視聴者にとってHD化のニーズがある一方、多様な番組を楽しみたいというニーズも存在します。従って、空き帯域全てをHD化に優先して充てるのではなく、帯域の効率活用の観点からSD新規番組もできるだけ多く導入するために一定のスロット数を割り当てることで、2つの相反するニーズのバランスを取って頂きますよう要望致します。 	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>衛星基幹放送は、基幹放送基本計画において、「高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高音質化及び高画質化を目指す」とされており、当該計画を踏まえて、高精細度テレビジョン放送番組の申請を優先する審査基準としているところです。</p> <p>なお、高精細度テレビジョン放送番組の認定を行った後の空き帯域について、標準テレビジョン放送番組を認定することとしており、標準テレビジョン放送番組の認定を排除するものではありません。</p>
No. 3-2		<p>■ 審査項目</p> <p>「放送番組の制作及び調達」「放送番組の高画質性」の項目は事業の継続性を重視する視点での改正であるため賛同、「周波数の有効利用」は帯域の効率活用の観点から賛同致します。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>
No. 3-3		<p>■ 審査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「放送番組の視聴需要」は、具体的な指標が明示されていない現段階で妥当性を判断するのは困難ですが、比較審査基準とするためには、不公平性を生じさせないように公正、客観的な指標であることを要望致します。 ・ 視聴需要として最も公平な指標はDTH事業における数値である 	<p>視聴需要の指標については、視聴率や有料放送加入者数により審査を行う場合、視聴率データが存在しないこと、加入者数について単チャンネル加入や複数チャンネルのパック加入があり単純に視聴需要を比較することができないことから、より総合的に視聴需要を判断する観点から、視聴料収入の額を指標として審査を行っていくことを考えています。</p>

		<p>と考えます。なぜなら DTH 事業は直接視聴者と契約を行うため、視聴者の需要を客観的に表わしているからです。具体的には、「スカパー！えらべる 15 選択率」と「DTH 事業収入」です。「えらべる 15」はスカパー！で放送している 64 チャンネルで構成されており、最大規模となっています。選択率は、構成チャンネル間では同等条件の下で視聴需要を客観的かつ的確に表します。また、不参加チャンネル間や、参加/不参加チャンネル混合での比較では、DTH 収入を指標とします。もしくは、全チャンネルを DTH 収入（既存/新規チャンネル間での公平性の観点から 124/128 のみで評価）によって評価することも有効と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 逆に、ケーブルテレビ視聴可能世帯数は、視聴需要を表わさないため、審査根拠とすべきでないと考えます。ケーブルテレビ向け番組供給は、直接視聴者との契約を行う DTH 事業とは全く異なる BtoB の事業であり、CATV 視聴可能世帯数は営業活動の歴史の積み上げによって拡大していくものです。ケーブルテレビ局との関係性やチャンネルの設立年次、営業力などによって左右されるため、視聴者の需要とは関係のない要素に大きな影響を受けるからです。 	
No. 4	日本テレビ放送網(株)	<p>この度の審査帯域は 110° CS において最後のものである。</p> <p>110° CS 放送は地上放送や BS 放送のデジタル化に合わせ普及してきた。その受信機は、それらが共用化され、HDTV 対応となっている。</p> <p>これらを鑑み、この度の比較審査基準の審査手順（【2】HD 番組の審査、【3】SD 番組の審査）において、弊社は次のように考えている。</p> <p>一部の 110° CS 放送には、HDTV や高画質 SDTV に対応をしていな</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>

		<p>いものがある。このため、受信機を共用する地上放送やBS放送と画質が同等になるよう、その向上が求められている。</p> <p>今回の訓令案はこれらに配慮したものと、弊社は高く評価している。</p> <p>特に、画質向上が欠かせない6スロット未満の既存番組の審査においては、それが十分に達成されるよう期待している。</p>	
No. 5-1	(株)IMAGICA ティーヴィ	<p>東経110度CS放送に係る委託放送業務の認定について（全般）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高画質化を目的とした帯域整理方法、および認定方法について賛同いたします。 <p>ただし返上周波数を保有していないが、放送番組の多様性に寄与する新規の事業者に対しても公平な扱いとなるようご配慮を頂きたいと考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>また、衛星基幹放送の業務の認定にあたっては、衛星基幹放送全体における放送番組の多様性の観点も含め、関係法令等に則り適切に行って参ります。</p>
No. 5-2		<ul style="list-style-type: none"> ● 放送法等改正に伴い、追加申請書類の作成およびその精査が必要であり、かつ、今年の夏は各社において節電のため、営業時間の短縮や休暇の取得を促進する等の対策が実施されていることもあり、対応に適切な時間が確保できるよう、申請受付から締切期間を通常より一ヶ月程度延長するなど格別のご配慮をお願い致します。 	<p>ご要望の点については、今回の訓令案の改正箇所ではありませんので、今後の参考意見として承ります。</p>
No. 6-1	多チャンネル放送研究所	<p>1. 多チャンネル放送の多様性の確保</p> <p>多チャンネル放送において、高画質化の普及は、サービス全体の質の向上と視聴者ニーズへ対応するものであると考えます。</p> <p>多チャンネル放送は専門性の高い放送サービスを提供することで、視聴者の様々な要望にこたえ、放送全体としての多様性を実現していると考えます。</p> <p>「放送番組の多様性」については比較審査基準別紙2の3(4)にも基準の一つとして記載されていますが、高画質化や視聴需要をはじめとする他の基準と、多様性とのバランスを考慮し、基幹放送と</p>	<p>衛星基幹放送の業務の認定にあたっては、衛星基幹放送全体における放送番組の多様性の観点も含め、関係法令等に則り適切に行って参ります。</p>

		してふさわしい放送サービスの実現を目指す審査基準となることを要望いたします。	
		2. 審査基準の具体化 今回、訓令案のなかで、新たに設けられた別紙2の3にある、以下の各審査基準についての、より一層の具体化を要望いたします。	
No. 6-2		別紙2の3(3) 「放送番組の適正化の措置がより充実したものの」「適正化」あるいは「適正化の措置」について、例示等でより具体的に示されることを要望いたします。	「放送番組の適正を図るための措置がより充実したものであること」の観点から、例えば、放送番組の編集の基準に従って放送を行うための措置として考査を行うための体制が整備されているかどうか等について審査を行っていくことを考えています。
No. 6-3		別紙2の3(9) 「高精細度テレビジョン放送として放送する必要性がより高く」の「必要性」について、主な放送番組の種別によって考慮される等、具体的に示されることを要望いたします。	高精細度テレビジョン放送として放送することの必要性について、個別の番組ごとに一定の合理性が認められれば、その必要性があるものとして審査を行っていくことを考えています。
No. 6-4		別紙2の3(13) 「放送番組の視聴需要がより高いもの」について、どのような指標で視聴需要の多寡の指標、たとえば接触率、視聴率、加入者数等が本基準の指標なりうる等、考え方を明らかにしていただくよう要望いたします。	視聴需要の指標については、視聴率や有料放送加入者数により審査を行う場合、視聴率データが存在しないこと、加入者数について単チャンネル加入や複数チャンネルのパック加入があり単純に視聴需要を比較することができないことから、より総合的に視聴需要を判断する観点から、視聴料収入の額を指標として審査を行っていくことを考えています。

<p>No. 7-1</p>	<p>匿名希望</p>	<p>1. 比較審査基準の審査手順の改正に関して</p> <p>地上デジタル放送、BS デジタル放送、東経 110 度 CS 放送の 3 波共用受信機が急速に普及し、視聴者ニーズとして 110 度 CS 放送の HD 化の拡大が欠かせないことは理解できる。しかし、CS 放送の魅力のひとつとして番組の多様性や専門性があり、これらを求める視聴者のニーズは根強いと考える。しかも視聴者が映画、スポーツ、ドラマ、ニュースなどの各分野に期待する画質水準は必ずしも同一ではない。限られた周波数の有効利用の観点からも、分野に関係なく一律に HD 番組を優先する審査手順については慎重に考えることが望ましい。</p> <p>4 (3) イの規定によれば新規で申請された SD 番組は審査の順序が最後になるが、番組の多様性の拡大につながるのであれば一定の配慮をすべきであると考え。</p>	<p>衛星基幹放送は、基幹放送基本計画において、「高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高音質化及び高画質化を目指す」とされており、当該計画を踏まえて、高精細度テレビジョン放送番組の申請を優先する審査基準としているところです。</p> <p>なお、高精細度テレビジョン放送番組の認定を行った後の空き帯域について、標準テレビジョン放送番組を認定することとしており、標準テレビジョン放送番組の認定を排除するものではありません。</p>
<p>No. 7-2</p>		<p>2. 比較審査基準の審査項目「放送番組の視聴需要」【新規】に関して</p> <p>分野が異なる番組、とりわけ報道番組と娯楽性の高い番組を視聴需要という同一の基準で比較評価することは適当でない。東経 110 度 CS 放送は改正放送法により基幹衛星放送と位置づけられており、社会的責務が大きい。番組によって果たすべき役割や意義、さらに訴えかける視聴者は異なり、同列に比較することは合理性を欠くと考える。特定分野の番組が不利な扱いを受けないよう、分野別の視聴需要も十分に考慮して検討するよう要望したい。</p> <p>また視聴需要の定義が不透明であり、具体的な指標を明示するよう求める。指標については総合的、且つ客観的な数値データに基づくことを希望する。放送番組は衛星放送のほか、CATV 局、IPTV、</p>	<p>視聴需要の指標については、視聴率や有料放送加入者数により審査を行う場合、視聴率データが存在しないこと、加入者数について単チャンネル加入や複数チャンネルのパック加入があり単純に視聴需要を比較することができないことから、より総合的に視聴需要を判断する観点から、視聴料収入の額を指標として審査を行っていくことを考えています。</p>

		<p>通信や携帯端末などの多種多様な伝送路を通じて視聴者に提供されている。各媒体は視聴者属性や嗜好性が異なり視聴需要も均一ではない。加入件数や視聴率を指標とするならば、衛星放送だけではなく、CATV 局など複数の媒体を評価対象として視聴需要を判断することが重要と考える。</p>	
No. 8-1	社団法人衛星放送協会	<p>(1) 放送法関係審査基準の改正概要 比較審査基準の審査手順 【1】12スロット以上返上する申請を優先) 衛星基幹放送として位置づけられた東経110度CS放送においては、その帯域確保の観点から地上波、BS放送等との比較でHD化が遅れており、視聴者の皆様に対する価値向上のため、今後のHD化促進が業界全体の急務であります。かかる観点で、今回の審査手順はより多くの優良な番組のHD化の為に帯域確保を促進するものと考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>
No. 8-2		<p>(2) 放送法関係審査基準の改正概要 比較審査基準の審査手順 【2】HD番組の審査、【3】SD番組の審査) 上記(1)と同じ前提の下、優良な番組のHD化促進を優先しつつも、帯域の制約からHD化が困難である優良なSD番組につき、現状の標準テレビジョン放送として適切な帯域確保にも配慮した手順と考えます。 なお、2010年2月25日に当協会より「CS110度全体の周波数有効活用の観点から高画質16:9SD放送への配慮」をお願い申しあげました。また当協会が実施いたしました画質評価においても番</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。 ご要望の点については、今後の制度検討・運用に当たっての参考意見として承ります。</p>

		<p>組内容によっては十分に視聴に耐えうる「高画質 16 : 9 放送」が存在することも確認されたところです。つきましては、今回の認定審査、またはその結果として CS110 全体のバランスが保たれることを期待いたします。</p> <p>また、将来の技術革新においては CS 上 16 スロット未満であっても HD 放送が可能になることは十分に予想されることとあります。その場合速やかに HD 放送が実施され結果として全体の HD 放送の数が増えることが可能な周波数の利用を希望いたします。</p>	
<p>No. 8-3</p>		<p>(3) 放送法関係審査基準の改正概要 比較審査基準の審査手順（返上周波数の審査、割当） 返上周波数に対する審査も同時に実施される前提での手順であり、申請者の負荷の軽減に寄与するものと考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>
<p>No. 8-4</p>		<p>(4) 比較審査基準の審査項目（放送番組の視聴需要） 有料多チャンネル放送の普及発展の観点から、放送番組の多様性に十分配慮した上で、公平、公正な審査が行われることを要望致します。</p>	<p>「放送番組の視聴需要」については、東経 110 度 CS 放送における高精細度テレビジョン放送の効果等をより多くの人に享受されることを確保する観点から、審査項目として追加するものです。</p> <p>また、「放送番組の多様性」については、「放送番組の視聴需要」とは別の審査項目として「特定分野への偏り」や「番組の内容の重複の程度」について審査を行っていくことを考えており、これにより衛星基幹放送全体として放送番組の多様性を確保できるものと考えます。</p> <p>なお、視聴需要の指標については、視聴率や有料放送加入者数により審査を行う場合、視聴率データが存在しないこと、加入者数について単チャンネル加入や複数チャンネルのパック加入があり単純に視聴需要を比較することができないことから、より総合的に視聴需要を判断する観点から、視聴料収入の額を指標として審査を行っていくことを考えています。</p>

No. 8-5		<p>(5) 認定申請受付時期、期間等に関する要望</p> <p>今回の意見募集対象ではありませんが、放送法関係審査基準改正後、予定されている東経110度CS放送に係る衛星基幹放送業務の認定申請受付に関し、その受付開始時期、期間等につきましては格別の配慮をお願い致します。</p> <p>ご高承のとおり、関係省庁の要請等を受け、当協会会員各社におきましても、今年夏の電力需給調整に最大限の対応を行っているところです。かかる状況下、申請準備、対応に適切な就業環境および時間が確保できるよう、申請受付開始時期、期間、及び受付締切時期につきましては、東京電力管内の電力使用制限期間が本年7月1日から本年9月22日となっていることから、当該期間中と受付締切時期が重ならないよう、格別のご配慮をお願い致します。</p>	<p>ご要望の点については、今回の訓令案の改正箇所ではありませんので、今後の参考意見として承ります。</p>
No. 9-1	(株)衛星劇場	<p>●比較審査基準の審査手順</p> <p>「【2】HD番組の審査、【3】SD番組の審査」について</p> <p>基幹放送である東経110度CS放送は、昨今の薄型テレビの急激な普及にあって、比較対象となる地上デジタル放送やBSデジタル放送に比べ高画質化が遅れていることから、その促進が急務と考えます。したがって、SD番組のHD化を促進する一方で、SD番組の審査において「6スロット未満の既存番組の画質向上の申請を優先する」ことは、帯域の制約がある中で最低限の画質確保に配慮した措置であり、東経110度CS放送全体にとっても有益であると考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>

No. 9-2		<p>●比較審査基準の審査項目「放送番組の高画質性」について 「高精細度テレビジョン放送として放送する必要性」及び「高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制」を審査基準に加えることは、より実態に即した審査基準の追加であり適切と考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>
No. 9-3		<p>●比較審査基準項目「放送番組の視聴需要」について 「視聴需要の高さ」が審査基準に加わることには賛同しますが、チャンネルによりビジネスモデルが異なっていたり、また新規チャンネルの場合など様々なケースがあると思われるため、客観的な指標に基づいた審査を希望いたします。</p>	<p>視聴需要の指標については、視聴率や有料放送加入者数により審査を行う場合、視聴率データが存在しないこと、加入者数について単チャンネル加入や複数チャンネルのパック加入があり単純に視聴需要を比較することができないことから、より総合的に視聴需要を判断する観点から、視聴料収入の額を指標として審査を行っていくことを考えています。</p>
No. 10	(株)エー・ティー・エックス	<p>(1)比較審査基準の審査項目(放送番組の視聴需要) 視聴需要を視聴世帯数で判断する場合、コアなニーズを持つ視聴者向けの所謂プレミアムチャンネルはパッケージ・セットを中心に視聴世帯数を獲得するベーシックチャンネルに比べ、絶対的な数値が低くなります。視聴需要を判断される際は絶対的な視聴可能世帯数だけでなく、所謂プレミアムチャンネルの視聴ニーズの強さなどの要素も含めて総合的に審査いただけるよう要望いたします。</p>	<p>視聴需要の指標については、視聴率や有料放送加入者数により審査を行う場合、視聴率データが存在しないこと、加入者数について単チャンネル加入や複数チャンネルのパック加入があり単純に視聴需要を比較することができないことから、より総合的に視聴需要を判断する観点から、視聴料収入の額を指標として審査を行っていくことを考えています。</p>
No. 11	(株)スカイ・エー	<p>現在の東経110度CS放送でのSD番組は、HD化された地上波放送やBS放送との比較で大きく見劣りし、特別衛星放送全体の発展を阻害しています。高画質化などにより、東経110度CS放送の更なる発展に期待しています。限られた帯域の中では、視聴需要がより高いものが評価されることは合理的と考えます。 また、認定に伴い返上される周波数に対する審査も同時に実施される前提での手順であり、申請者の負担軽減に配慮されたものと考え、今回の審査基準の改正に賛成致します。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>

No. 12-1	ソニー(株) (株)アニマックスブロードキャスト・ジャパン (株)AXN ジャパン (株)ミステリチャンネル	1. 比較審査基準の審査手順（【1】12スロット以上返上する申請を優先および【2】HD番組の審査） 東経110度CS放送においては、BS放送等と比較しHD化が遅れているため、今後の特別衛星放送の普及を加速させるためには、多彩なHD放送が提供できる環境整備が必要であると考えます。 今回の審査基準の改正案は、HD放送を推進していくにあたり、評価できる改正案であると考えます。	今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。
No. 12-2	ソネットエンタテインメント(株) (株)ミュージック・オン・ティーヴィ	2. 比較審査基準の審査項目（放送番組の視聴需要） 放送番組の視聴需要審査に関しては、現行の特別衛星放送上の評価や視聴可能件数にとどまらず、より直接的に視聴者の需要が反映する、視聴率やユーザーのチャンネル選択率、各種アンケート調査など、幅広い観点から総合的に評価されることを希望します。	視聴需要の指標については、視聴率や有料放送加入者数により審査を行う場合、視聴率データが存在しないこと、加入者数について単チャンネル加入や複数チャンネルのパック加入があり単純に視聴需要を比較することができないことから、より総合的に視聴需要を判断する観点から、視聴料収入の額を指標として審査を行っていくことを考えています。
No. 12-3		3. 申請受付時期、期間等について 今後の募集スケジュールに関しては、電気事業法第27条に基づく電力使用制限令の観点から、9月下旬以降の申請開始または、申請期間を通常より長くする等、申請する各社が申請準備、対応等につき、節電対応が出来るようにご配慮を頂きたく、ご検討をお願いいたします。	ご要望の点については、今回の訓令案の改正箇所ではありませんので、今後の参考意見として承ります。
No. 13-1	日本映画衛星放送(株)	1. 別紙2の「4」比較審査基準の審査手順及び別紙2の3「周波数の有効利用」について 「既存番組の廃止または周波数の削減により、12スロット以上返上する」ものを優先・評価とする今回の訓令案は、東経110度放送上に可能な限り高精細度放送を増やそうとするものであり、東経110度放送の発展及び視聴者の満足度の向上に資するとの観点から賛成いたします。	今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。 ご要望の点については、今般の意見募集に係る訓令案は、今後行われる衛星基幹放送の業務の認定の審査における審査基準であるため、過去に提出された廃止届出等について審査の対象とすることは困難なものと考えます。

	<p>しかし、今回の東経 110 度 CS 放送にかかわる委託放送業務の認定が可能となったのは、BS アナログ帯域の認定、及び新 BS 帯域の認定を通じて、東経 110 度帯域を返上した事業者があったからであり、このような事業者は過去において「周波数の有効利用」に貢献してきたと考えます。従って、東経 110 度 CS 放送に係る委託放送業務の認定においては、前回、前々回の BS 帯域での認定時に返上したトランスポンダ数などに対しての一定の配慮を要望いたします。</p>	
No. 13-2	<p>2. 別紙 2 の「3」「放送番組の制作及び調達」の変更内容について 放送番組の適正性が問われることは、基幹放送と位置付けられた東経 110 度放送の発展充実および、視聴者保護に資すると考えますので賛成いたします。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>
No. 13-3	<p>3. 別紙 2 の「3」「放送番組の高画質性」の変更内容について 「高精細度テレビジョン放送として放送する必要性がより高いこと」とありますが「必要性」の判断基準が曖昧であることから、その内容について具体的に示されることを要望いたします。</p>	<p>高精細度テレビジョン放送として放送することの必要性について、個別の番組ごとに一定の合理性が認められれば、その必要性があるものとして審査を行っていくことを考えています。</p>
No. 13-4	<p>4. 別紙 2 の「3」「放送番組の視聴需要」の新規追加について 東経 110 度放送の充実と発展を考えるのであれば、視聴需要が高いチャンネルを優先して高精細度化することが重要と考えますので賛成いたします。その点から「放送番組の視聴需要」については、契約件数という観点からは、東経 110 度 CS 放送での総契約件数、単チャンネル契約件数、及び昨年度の契約件数の伸び率などで比較すべきと考えます。また、視聴率という観点からは、ビデオリサーチの接触率で比較すべきと考えます。</p>	<p>視聴需要の指標については、視聴率や有料放送加入者数により審査を行う場合、視聴率データが存在しないこと、加入者数について単チャンネル加入や複数チャンネルのパック加入があり単純に視聴需要を比較することができないことから、より総合的に視聴需要を判断する観点から、視聴料収入の額を指標として審査を行っていくことを考えています。</p>

No. 13-5		<p>5. 別紙2の「3」「放送番組の多様性」について</p> <p>「放送番組の多様性」という審査基準は、東経110度CS放送が多様な専門性を持った放送番組の集合体となることを、実現するための審査基準であることを要望いたします。</p>	<p>ご指摘の点については、今回の訓令案の改正箇所ではありませんので、今後の制度検討・運用に当たっての参考意見として承ります。</p>
No. 13-6		<p>6. 別紙2の「3」「字幕放送等の充実」について</p> <p>字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合が90%以上など高い水準にある場合には、申請者間の字幕付与比率に多少の差はあったとしても、比較審査においては、差はないと評価することを要望いたします。</p>	<p>ご指摘の点については、今回の訓令案の改正箇所ではありませんので、今後の制度検討・運用に当たっての参考意見として承ります。</p>
No. 13-7		<p>7. 申請期間について</p> <p>今年の夏の節電に協力するために、各事業者は臨時的の休日を設定したり、残業を制限して勤務時間の調整を行ったりするなど、さまざまな対応を行うことと思われます。そのような中で、申請書を短期間で作成することは、せつかくの節電対策に反する懸念があります。従って、申請期間の終了日を9月末日とするなどの、具体的な配慮を要望いたします。</p>	<p>ご要望の点については、今回の訓令案の改正箇所ではありませんので、今後の参考意見として承ります。</p>
	朝日放送(株)	<p>当社は、110度CS放送の高画質化により放送界全体の健全な発展を期待したいと考えています。そのためには、安定的に継続し、自律的に社会の付託に応えられる放送を行えるよう事業者を審査することが必要と考えます。その観点から、別紙2の比較審査基準について下記の意見を申し述べます。</p>	

No. 14-1		<p>3 (2) 放送番組の制作及び調達</p> <p>「放送番組の適正化の措置がより充実したものであること」については、「適正化」の意味を幅広く解釈されることを危惧します。放送内容に関する判断はあくまで放送事業者が自律的に判断すべきものであり、審査の対象にするのであれば必要な機関の設置などその体制に関するものに限定するべきと考えます。</p>	<p>放送番組の適正を図る措置は、放送事業者の自主自律を基本とするものであることから、別添のとおり修正いたします。</p> <p>※別添「放送番組の制作及び調達の体制並びに放送番組の適正を図るための措置がより充実したものであること」</p>
No. 14-2		<p>3 (4) 放送番組の多様性</p> <p>B S事業者は東京に集中していますが、東京以外にも全国に視聴者を持つ番組を制作出来る地域は存在しています。事業者の所在地域を要素の一つとして加味することは多様性に寄与するものと考えます。</p>	<p>ご指摘の点については、今回の訓令案の改正箇所ではありませんので、今後の制度検討・運用に当たっての参考意見として承ります。</p>
No. 14-3		<p>3 (13) 放送番組の視聴需要</p> <p>「視聴需要」を評価の対象にする場合、客観的な指標の設定が問題となります。過去長年にわたって安定的に事業を継続して放送番組を視聴者に供給してきた事業者は、その評価が必要と考えます。</p>	<p>視聴需要の指標については、視聴率や有料放送加入者数により審査を行う場合、視聴率データが存在しないこと、加入者数について単チャンネル加入や複数チャンネルのパック加入があり単純に視聴需要を比較することができないことから、より総合的に視聴需要を判断する観点から、視聴料収入の額を指標として審査を行っていくことを考えています。</p>
No. 15	F O X インターナショナル・チャンネルズ(株)	<p>比較審査基準の審査手順および審査項目の改正内容について</p> <p>東経 110 度 C S 放送における限られた帯域を迅速に整備し、高画質化という基幹放送として不可欠の環境をより高めることを目的とした審査手順、審査項目であると理解し、支持します。</p> <p>・要望</p> <p>今回予定されている認定申請について、予定通り実施された場合は盛夏にかかるであろうことが予想されますが、今般の電力使用制限により各事業者とも今夏中の就業時間短縮等を実施・検討する</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>ご要望の点については、今回の訓令案の改正箇所ではありませんので、今後の参考意見として承ります。</p>

		<p>中、その期間および締切時期について何卒ご配慮頂き、申請者もしくは審査される側にとりまして多大な負荷とならぬ様ご検討頂きたくお願いいたします。</p>	
<p>No. 16-1</p>	<p>(株)毎日放送</p>	<p><比較審査基準の審査手順の改正> 改正案に賛成いたします。 審査手順において、認定される当該番組が返上する周波数帯域を認定対象周波数に加えながら審査を行う事で、限られた周波数帯域をより効率的に利用して認定することが出来るものと考えます。衛星基幹放送として位置づけられた東経110度CS放送は地上波、BS放送等との比較で高精細度テレビジョン化（ハイビジョン化）が遅れており、視聴者に対する価値向上のため、今後のハイビジョン化促進が急務です。今回の審査手順はより多くの優良な番組のハイビジョン化の為に帯域確保を促進できるものと考えます。また、標準テレビジョン放送番組の審査についても、限られた周波数帯域の中でより適切な帯域確保を行うことが出来るものと考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>

<p>No. 16-2</p>		<p><比較審査基準の審査項目の改正> 改正案に賛成いたします。 東経110度CS放送は、地上波、BSの高精細度テレビジョン（ハイビジョン）放送と同一の受信機器を用いて視聴される放送番組であり、既に多くの視聴者が存在しています。当該番組をハイビジョン放送として放送することの必要性や視聴者の需要等を審査項目とし、高画質化を進めることは、多くの視聴者の利益にかなうものであると考えます。特にスポーツ中継など地上波、BSでのハイビジョン放送に視聴者が慣れ親しんだコンテンツについては、東経110度CS放送でも同様の臨場感を視聴者が期待しているところであり、視聴者需要に適切に応えていくことで東経110度CS放送全体の振興を図ることができるものと考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>
<p>No. 17-1</p>	<p>東映衛星放送(株)</p>	<p>●比較審査基準の審査手順 「【2】HD番組の審査、【3】SD番組の審査」について 基幹放送である地上デジタル放送やBSデジタル放送は薄型テレビの急激な普及に伴い高画質化が進んでいるのに対し、同じ基幹放送である東経110度CS放送は出遅れ感が否めません。したがって、東経110度CS放送でも同様に高画質化を進めることが必要であると考えます。そのためには、SD番組のHD化の促進だけでなく、SD番組の審査について「6スロット未満の既存番組の画質向上の申請を優先」することが肝要です。この措置は帯域の制約のためにSD高画質化ができなかった番組について、最低限の画質の確保に配慮したものであり、東経110度CS放送全般の画質向上を図るためにも有効であり、意義のあるものであります。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>

No. 17-2		<p>●比較審査基準の審査項目 「放送番組の高画質性」について 「放送番組の高画質性」の審査基準に「高精細度テレビジョン放送として放送する必要性がより高いこと」及び「高精細度テレビジョン放送をより確実にを行うことが可能な体制があること」を追加することは、実態に即した適切な審査基準になると考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>
No. 17-3		<p>●比較審査基準の審査項目 「放送番組の視聴需要」について 新規の審査項目である「放送番組の視聴需要」において、「放送番組について、視聴者の需要がより高いものであること」を評価することは、帯域の制約がある東経110度CS放送では当然のことであり適切であると考えます。また、視聴者数などの客観的な指標を使うだけでなく、いわゆる「ベーシック・チャンネル」と「プレミア・チャンネル」のような異なるモデルを区別した審査になることを希望いたします。</p>	<p>視聴需要の指標については、視聴率や有料放送加入者数により審査を行う場合、視聴率データが存在しないこと、加入者数について単チャンネル加入や複数チャンネルのパック加入があり単純に視聴需要を比較することができないことから、より総合的に視聴需要を判断する観点から、視聴料収入の額を指標として審査を行っていくことを考えています。</p>
No. 18	匿名希望	<p>今回の比較審査基準改正により既存委託放送事業者が既存の2番組を廃止し、ハイビジョン1番組を認定申請する事が優先事項として審査されることとなっている。スカパー!e2のいろいろな番組を楽しみにしている1視聴者から見ると、単に番組が減るだけである。視聴契約者の事前了解取得もなく、既存委託放送事業者が自身の考えだけで既存2番組を廃止する事が優先事項となるのは間違っている。すべての視聴契約者の了解を取得することが事実上無理なことは理解できるので視聴契約者の代弁者である既存放送番組の運営事業者から廃止する旨の合意取得する事を上述優先事項適用の前提とすべきである。</p>	<p>「比較審査基準の審査手順(1)」については、基幹放送普及計画の「高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高音質化及び高画質化を目指す」という目標をより具体化するため、地上放送やBS放送に比べて高精細度テレビジョン放送番組の数が圧倒的に少ない東経110度CS放送における高精細度テレビジョン放送の推進の観点から審査基準の改正を行うものです。</p> <p>具体的には、高精細度テレビジョン放送の推進のためにより多くの空き周波数を確保する観点から、当該申請が既存の放送番組の申請であって、かつ、別紙3の2の基準に適合する申請のうち、12スロット以上返上する申請を優先するとともに、これによって返上される周波数を更に集約して新規番組も含めできるだけ多くの高精細度テレビジョン放送番組の認定を</p>

			<p>行っていくことを考えています。</p> <p>なお、廃止届出の提出にあたっては、廃止届出の提出主体は衛星基幹放送事業者であることから、番組供給事業者の同意は必要ないものと考えています。</p> <p>また、番組の廃止にあたっては、本年6月30日施行の放送法改正において、受信者に対する「有料放送業務の休廃止に関する周知」等を追加しており、番組を廃止する衛星基幹放送事業者はこれらの規定を遵守することとなるため、受信者保護の措置は十分取られるものと考えています。</p>
No. 19-1	(株)テレビ朝日	<p>1. 放送関係審査基準「別紙2」の「4」の(1)「12スロット以上を返上する申請を優先」について</p> <p>【意見】</p> <p>▽ 放送番組のHD化を具体的に促進するものであり、賛成します。</p> <p>【理由】</p> <p>本年7月24日の地上デジタル放送移行を迎えると、110度CSのSD画質放送がこれまで以上に見劣りすることが予想されます。そんななかHD化を希望している放送番組が多いのに比べ、110度CSの周波数帯域が逼迫している状況です。実情として遅々としてHD化が進まない現状を鑑みると、放送番組のHD化を最優先することは、HD化を促進するためのより具体的な方策として有効なものと考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>

<p>No. 19-2</p>	<p>2. 放送関係審査基準「別紙2」の「3」の「放送番組の高画質性」について</p> <p>【意見】</p> <p>▽ 放送番組ごとのHD化の必要性については、視聴者と放送事業者の間で醸成されるものだと考えます。</p> <p>【理由】</p> <p>HD化の必要性は、放送事業者が放送サービスを提供するなかで、そこから生まれる視聴者のニーズに大きく依拠するものだと考えます。</p>	<p>高精細度テレビジョン放送として放送することの必要性について、個別の番組ごとに一定の合理性が認められれば、その必要性があるものとして審査を行っていくことを考えています。</p>
<p>No. 19-3</p>	<p>3. 放送関係審査基準「別紙2」の「3」の「放送番組の視聴需要」について</p> <p>【意見】</p> <p>▽ 放送番組の視聴需要については、比較審査の審査項目にはなじまないと考えます。</p> <p>【理由】</p> <p>放送番組の視聴需要は、視聴者と放送事業者に委ねられるべきだと考えます。また、視聴需要を放送番組の人気度などで判断すると、特定の放送分野へ偏ることが予想され、特別衛星放送全体で確保されるべき「放送の多様性」が損なわれることが懸念されます。</p>	<p>「放送番組の視聴需要」については、東経110度CS放送における高精細度テレビジョン放送の効果等をより多くの人に享受されることを確保する観点から、審査項目として追加するものです。</p> <p>また、「放送番組の多様性」については、「放送番組の視聴需要」とは別の審査項目として「特定分野への偏り」や「番組の内容の重複の程度」について審査を行っていくことを考えており、これにより衛星基幹放送全体として放送番組の多様性を確保できるものと考えます。</p> <p>なお、視聴需要の指標については、視聴率や有料放送加入者数により審査を行う場合、視聴率データが存在しないこと、加入者数について単チャンネル加入や複数チャンネルのパック加入があり単純に視聴需要を比較することができないことから、より総合的に視聴需要を判断する観点から、視聴料収入の額を指標として審査を行っていくことを考えています。</p>

No. 20-1	スカパーJ S A T(株)	<p>(項目) 既存番組の廃止又は周波数の削減により 12 スロット以上返上して既存の放送番組を HD 化する申請を優先することについて</p> <p>(意見) 当社が運営する「スカパー！e2」カスタマーセンターには、既存の放送番組に対するお客様からのハイビジョン化の要望が常に寄せられています。12 スロット以上返上して既存の放送番組をハイビジョン化する申請を優先することは、その放送番組の視聴者の満足度向上に加え、110 度 CS 放送全体の普及に資するものであることから、賛成致します。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>
No. 20-2		<p>(項目) SD 番組の審査において、6 スロット未満の既存番組の画質向上の申請を優先することについて</p> <p>(意見) 110 度 CS 放送の開始時に比べると、テレビの大画面化は大幅に進展しており、SD 番組であってもある程度の画質は求められております。「6 スロット未満の既存番組の画質向上の申請を優先」とした申請手順とすることは、既存の 6 スロット未満の SD 番組の画質が向上することを推進するものであり、その放送番組の視聴者の満足度向上につながるものであります。また、HD 番組の審査を優先することとあわせて、110 度 CS 放送の放送番組全体の画質向上に貢献するものであり、110 度 CS 放送全体の普及に資するものとして、賛成致します。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>

No. 20-3		<p>(項目)「放送番組の視聴需要」を審査項目として新たに追加し、「放送番組について、視聴者の需要がより高いものであること。」を評価することについて</p> <p>(意見) 今回の認定の比較審査において、「放送番組の視聴需要」を評価することは、110度CS放送全体の普及に貢献するものであり、賛成致します。なお、「別紙2」「3」による比較審査を行うにあたっては、「周波数の有効利用」以外の項目では、「既存」と「新規」とを平等に扱うとともに、110度CS放送全体の普及への寄与の程度がより高い申請を優先することを要望致します。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>衛星基幹放送の業務の認定にあたっては、関係法令等に則り適切に行って参ります。</p>
No. 21-1	(株)ジャパンイメージコミュニケーションズ	<ul style="list-style-type: none"> 別紙2-3-(2)「放送番組の制作及び調達の体制並びに放送番組の適正化がより充実したものであること」の審査にあたっては、申請者の過去の放送業務期間中の実績等も考慮されるべきと考えます。 	<p>衛星基幹放送の業務の認定にあたっては、ご指摘の点も含め、関係法令等に則り適切に行って参ります。</p>
No. 21-2		<ul style="list-style-type: none"> 新たに別紙2-3-(13)「放送番組の視聴需要」が比較審査項目に加えられたことに、賛同致します。審査にあたっては、視聴需要を同(4)「放送番組の多様性」の項目と併せて考慮し、視聴率、視聴者の支持等について過去から現在に渡る、客観的データの添付、明示が必要と考えます。 	<p>視聴需要の指標については、視聴率や有料放送加入者数により審査を行う場合、視聴率データが存在しないこと、加入者数について単チャンネル加入や複数チャンネルのパック加入があり単純に視聴需要を比較することができないことから、より総合的に視聴需要を判断する観点から、視聴料収入の額を指標として審査を行っていくことを考えています。</p>

No. 22-1	(株)スター・チャンネル	<p>比較審査基準の審査手順(放送法関係審査基準「別紙2」の「4」) の改正</p> <p><u>賛成</u></p> <p>地上デジタル放送、BSデジタル放送と同様に放送業務として基幹放送に属する東経110度CSデジタル放送においてHD放送が少ない現状のもと放送基本普及計画にある、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高音質化、高画質化を目指し、多様化・高度化する放送需要にこたえる放送を行うために、今回の審査手順によること高精細度テレビジョン放送の増加と多様化する放送需要への対応ができることから、大いに有用であると考えます。また、今回の審査手順の中で返上された周波数を同時に審査することで、空き周波数のない形でのサービス開始を早めることができる為、普及への促進につながると考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>
No. 22-2		<p>比較審査基準の審査項目(放送法関係審査基準「別紙2」の「3」)</p> <p>(2) 放送番組の制作及び調達 【変更】</p> <p><u>賛成</u></p> <p>事業計画の確実性から、項目が分かれることと、放送番組の適正化を加えることで、放送番組の制作体制がより明確になり、放送の健全な発達に貢献できると考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>

No. 22-3		<p>比較審査基準の審査項目（放送法関係審査基準「別紙2」の「3」） (9) 放送番組の高画質性【変更】</p> <p><u>賛成</u></p> <p>有料放送は専門性の高い放送サービスを提供することで、視聴者の様々な要望にこたえ、放送全体としての多様性を実現していると考えます。したがって、本項目の審査においては、「放送番組の多様性」とのバランスを考慮し、基幹放送としてふさわしい放送サービスの実現を目指す審査基準となることを要望いたします。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>
No. 22-4		<p>比較審査基準の審査項目（放送法関係審査基準「別紙2」の「3」） (13) 放送番組の視聴需要【新規】</p> <p><u>賛成</u></p> <p>視聴者の視聴需要を審査項目に入れることで、多様化する放送の需要をより具体的な形で審査ができることから、国民の利益保護に大きく貢献できると考えます。</p> <p>ただし、有料放送は専門性の高い放送サービスを提供することで、視聴者の様々な要望にこたえ、放送全体としての多様性を実現していると考えますので、本項目の審査においては、「放送番組の多様性」とのバランスを考慮し、基幹放送としてふさわしい放送サービスの実現を目指す審査基準となることを要望いたします。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>
No. 22-5		<p>比較審査基準の審査項目（放送法関係審査基準「別紙2」の「3」） (14) 周波数の有効利用【新規】</p> <p><u>賛成</u></p> <p>現状、限られた周波数において最大限、高精細度テレビジョン放送の増加と多様化する放送需要への対応ができることから大いに有用であると考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>

No. 23-1	(株)GAORA	<p><比較審査基準の審査手順の改正 について></p> <p>審査の手順において、認定される当該番組が返上する周波数帯域を認定対象周波数に加えながら審査を行う事で、限られた周波数帯域をより効率的に利用して認定することが出来るものと考え、賛同いたします。また、標準テレビジョン放送番組の審査についても、限られた周波数帯域の中でより適切な帯域確保を行うことが出来るものと考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>
No. 23-2		<p><比較審査基準の審査項目の改正 について></p> <p>東経110度CS放送は、既に多くの視聴者が存在し、その視聴者が地上波、BSのハイビジョン放送と同一の受信機器を用いて視聴する放送番組であることから、当該番組がハイビジョン放送として放送することの必要性や視聴者の需要等を審査項目とし、高画質化を進めることは、多くの視聴者の利益にかなうものと考えており、本案について賛同いたします。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>
No. 24-1	(株)シーエス・ワンテン	<p>1. 放送関係審査基準「別紙2」の「4」の(1)「12スロット以上を返上する申請を優先」について</p> <p>【意見】</p> <p>▽ 地上デジタル放送やBS放送と比較して、HD番組の数が少ない東経110度CS放送について、放送番組のHD化を具体的に促進するものであり、賛成します。</p> <p>【理由】</p> <p>放送普及基本計画の「高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、高画質化を目指す」という目標の実現に向けた具体策として高く評価できます。この改正により、既存番組のHD化推進と同時に、12スロットを返上することによって生じる空き帯域を別番組のHD化や番組多様化に利用できるため、相乗効果も期待さ</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>

		れる有効策であると考えます。	
No. 24-2		<p>2. 放送関係審査基準「別紙2」の「4」の(2)「ア」について</p> <p>【意見】</p> <p>▽ 標準テレビジョン放送においても、既存番組の画質の向上を優先する本項目について、賛成いたします。</p> <p>【理由】</p> <p>審査基準改正の理念として番組のHD化を最優先としつつも、110度CS帯域の有限性に配慮され、既存標準テレビジョン放送の高画質化することによって、現実問題の改善を目指す姿勢は高く評価されるものと考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>
No. 24-3		<p>3. 放送関係審査基準「別紙2」の「3」(2)「放送番組の制作及び調達」について</p> <p>【意見】</p> <p>▽ 単に番組調達のみならず、衛星基幹事業者として適正な措置を講じることができる事業者の選定が加えられており、前向きに評価できる改正であると考えます。</p> <p>【理由】</p> <p>普及が進むにつれ、社会的責任がさらに重くなることが予想される110度CS放送事業者は、その放送番組につき、設備維持や管理体制などを含め適正な措置を講じることが必要であり、選考基準とすることは適切であると考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p>

No. 25-1	日活(株)	<p>・比較審査基準の審査手順（【2】HD番組の審査、【3】SD番組の審査）について</p> <p>今般の放送法改正によって基幹放送と位置づけられた東経110度CS放送においては、地上波・BS放送と比較してHD化が遅れています。デジタルTVが広く普及している現状においては、全体としてのHD化促進が業界全体の急務であると考えます。視聴需要の高いSD番組のHD化を促進しつつ、帯域の制約からいわゆるSD高画質化すら困難である番組について、最低限の画質確保についても配慮した、適切な手順であると考えます。</p>	今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。
No. 25-2		<p>・比較審査基準の審査項目 ・放送番組の高画質性 について</p> <p>上記の通り全体としてのHD化促進が求められる環境の下では、従来の放送時間に占めるHDの割合に加え、HDとして放送する必要性やそれを実施する体制を追加されたことは、HD番組の制作から放送という流れを、より実態に近い観点で評価されるよう改正されたことと判断し、適当と考えます。</p>	今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。
No. 25-3		<p>・比較審査基準の審査項目 ・放送番組の視聴需要 について</p> <p>現状の東経110度CS放送が非常に限られた帯域で放送を行う事になっている以上、視聴需要がより高い番組を評価するのは適当と考えます。尚、視聴需要を評価する際には、視聴者数や、HDに対する視聴者の需要といった、可能な限り客観的な指標に基づいた評価になることを希望しております。</p>	視聴需要の指標については、視聴率や有料放送加入者数により審査を行う場合、視聴率データが存在しないこと、加入者数について単チャンネル加入や複数チャンネルのパック加入があり単純に視聴需要を比較することができないことから、より総合的に視聴需要を判断する観点から、視聴料収入の額を指標として審査を行っていくことを考えています。

	シーエス映画放送(株)	東経 110 度 CS 放送は衛星基幹放送と位置づけられていますが、その高画質化が地上波・BS 放送と比較して遅れております。高精細度テレビが世の中に広く普及している中、全体としての高画質化は東経 110 度放送普及計画を進める上で喫緊の課題と考えます。従いまして今回の「放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案」では、以下の点について意見を提出いたします。	
No. 26-1		●比較審査基準の審査手順（【2】HD番組の審査、【3】SD番組の審査）について 優良なSD番組のHD化を促進しながらも、帯域の制約からいわゆる高画質SD化すら困難である番組についても最低限の画質確保が行えるよう配慮したものであり、適切な手順であると考えます。	今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。
No. 26-2		●「高精細度テレビジョン放送として放送する必要性」及び「より確実に行う事が可能な体制」 について 東経 110 度 CS 放送全体の普及促進を前提に、高精細度テレビジョン放送をより実態に即した面から評価するものとして、適切な審査基準と考えます。	今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。
No. 26-3		●「放送番組の視聴需要」 について 東経 110 度 CS 放送に限られた帯域での放送となっている現状では、全体としてより多くの視聴者に支持されるために、視聴需要を評価項目に加えるのは適当と考えます。	今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。

No. 27-1	ウォルト・ディズニー・ジャパン(株)	<p>1 認定申請受付期間</p> <p>電気事業法第 27 条に基づく今般の電気使用制限への対応に鑑み、弊社では今夏、業務時間の短縮ならびに事務所一時閉鎖等を実施致します。つきましては、次回の東経 110 度 CS 放送に係る委託放送業務の認定については、その認定申請受付の開始時期および期間についてご配慮いただくことを希望します。</p>	<p>ご要望の点については、今回の訓令案の改正箇所ではありませんので、今後の参考意見として承ります。</p>
No. 27-2		<p>2 返上するトランスポンダ数に応じた申請の取り扱い</p> <p>審査手順に関し、既存番組の廃止又は周波数の削減により返上されるトランスポンダ数が 0.25 以上となる申請を優先する旨の審査項目（「別紙 2」の「4(1)」）については、これを削除することを希望します。</p> <p>放送において最も重要視されるべきは視聴者の利益であると考えられるところ、比較審査項目に「放送番組の視聴需要」があることは大いに評価されます。しかしながら、この「放送番組の視聴需要」を含む「別紙 2」の「3」の 15 項目の比較審査を行う前に、返上されるトランスポンダ数に応じて申請を優先する旨の審査項目が設けられていることは、視聴需要が極めて高い番組が、返上するトランスポンダ数の多寡に従い、15 項目の比較審査に進めない可能性を包含するものであり、左記の事象が生じた場合には視聴者の利益を著しく害する可能性があるものと考えます。</p>	<p>「比較審査基準の審査手順（1）」については、基幹放送普及計画の「高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高音質化及び高画質化を目指す」という目標をより具体化するため、地上放送やBS放送に比べて高精細度テレビジョン放送番組の数が圧倒的に少ない東経 110 度CS放送における高精細度テレビジョン放送の推進の観点から審査基準の改正を行うものです。</p> <p>具体的には、高精細度テレビジョン放送の推進のためにより多くの空き周波数を確保する観点から、当該申請が既存の放送番組の申請であって、かつ、別紙 3 の 2 の基準に適合する申請のうち、12 スロット以上返上する申請を優先するとともに、これによって返上される周波数を更に集約して新規番組も含めできるだけ多くの高精細度テレビジョン放送番組の認定を行っていくことを考えています。</p>

<p>No. 27-3</p>	<p>3 放送番組の多様性</p> <p>原案では、既存番組が番組廃止届を提出せずに申請を行った場合、「放送番組の多様性」の審査において減点されるものと理解しております。しかしながら、既存番組供給事業者が申請をする場合であって、当該既存番組が廃止されることが確実、又は、相当の確度で見込まれるにも関わらず、委託放送事業者の意向により、当該申請のために廃止届を得られない場合があります。</p> <p>この場合は、今回の申請に絡み将来東経 110 度 CS 放送に番組が重複しないという点において、番組廃止届を提出する申請や東経 110 度 CS 放送で新たに放送を開始しようとする新規チャンネルの申請と何ら変わりがありません。従い、当該申請は、番組廃止届を提出する申請や、東経 110 度 CS 放送で新たに放送を開始しようとする新規チャンネルの申請と、「放送番組の多様性」の項目審査において、同等に評価されるべきであると考えます。</p>	<p>ご指摘の点については、今回の訓令案の改正箇所ではありませんので、今後の制度検討・運用に当たっての参考意見として承ります。</p>
<p>No. 27-4</p>	<p>4 放送番組の視聴需要</p> <p>今回の改正によって「放送番組の視聴需要」の審査項目が追加された趣旨としては、それぞれの番組がどの程度見られているか、あるいは見たいと思われるのか、というニーズの強さを審査項目に加えることによって、視聴者利益により資する番組を選定しようとしていることと解しており、この審査項目の追加に強く賛同します。</p> <p>上記の趣旨に鑑み、「放送番組の視聴需要」という項目の審査に当たっては、視聴率もその評価要素として勘案されることを希望します。視聴率は、視聴者が現にその番組を視聴していることを直接的かつ客観的に測定した数値であり、それぞれの番組に対する視聴ニーズを的確かつ正確に反映する指標であると思料します。</p>	<p>視聴需要の指標については、視聴率や有料放送加入者数により審査を行う場合、視聴率データが存在しないこと、加入者数について単チャンネル加入や複数チャンネルのパック加入があり単純に視聴需要を比較することができないことから、より総合的に視聴需要を判断する観点から、視聴料収入の額を指標として審査を行っていくことを考えています。</p>

No. 28-1	(株)ジュピタービジュアルコミュニケーションズ	<p>●画質の向上（HD化の促進）もさることながら、ジャンルの多様性ならびにコンテンツの充実を重視していただきたい。</p> <p>たとえ、SD画質であっても、自主的に制作しているオリジナル番組に注力しているチャンネルこそが、視聴者の役立つ番組であり、今後のCSの牽引力となり、優先すべきだと考えます。</p> <p>買い付け番組（映画や外国ドラマ）がチャンネルを超えて被ることもあり、視聴者がチャンネルとして認識していない現状であることは、視聴者にとってもメリットにならないと考えます。</p> <p>（Achで放送している映画Bは、Cchでも放送中など）</p>	<p>衛星基幹放送の業務の認定にあたっては、衛星基幹放送全体における放送番組の多様性の観点も含め、関係法令等に則り適切に行って参ります。</p>
No. 28-2		<p>●空きスロットは、積極的にSD（高画質SD含む）に開放し、有効利用すべきと考えます。</p>	<p>衛星基幹放送は、基幹放送基本計画において、「高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高音質化及び高画質化を目指す」とされており、当該計画を踏まえて、高精細度テレビジョン放送番組の申請を優先する審査基準としているところです。</p> <p>なお、高精細度テレビジョン放送番組の認定を行った後の空き帯域について、標準テレビジョン放送番組を認定することとしており、標準テレビジョン放送番組の認定を排除するものではありません。</p>
No. 29-1	日本アミューズメント放送(株)	<p>① 今回の比較審査基準の審査手順は、既存番組事業者による番組の廃止または周波数の削減による帯域返上が、審査基準として第一に優先されるとされており、新規参入事業者にとっては不利な条件提示であると考えます。多チャンネル放送として、視聴者の様々なニーズに応え、放送番組の多様性を推進する審査基準でのご判断及び、新規参入事業者への配慮あるご対応を要望いたします。</p>	<p>「比較審査基準の審査手順（1）」については、基幹放送普及計画の「高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高音質化及び高画質化を目指す」という目標をより具体化するため、地上放送やBS放送に比べて高精細度テレビジョン放送番組の数が圧倒的に少ない東経110度CS放送における高精細度テレビジョン放送の推進の観点から審査基準の改正を行うものです。</p> <p>具体的には、高精細度テレビジョン放送の推進のためにより多くの空き周波数を確保する観点から、当該申請が既存の放送</p>

			<p>番組の申請であって、かつ、別紙3の2の基準に適合する申請のうち、12スロット以上返上する申請を優先するとともに、これによって返上される周波数を更に集約して新規番組も含めできるだけ多くの高精細度テレビジョン放送番組の認定を行っていくことを考えています。</p> <p>また、衛星基幹放送の業務の認定にあたっては、衛星基幹放送全体における放送番組の多様性の観点も含め、関係法令等に則り適切に行って参ります。</p>
<p>No. 29-2</p>		<p>② 審査基準の具体的基準の明示について</p> <p>以下につきまして、基準項目及びその判断基準を明確化していただくよう要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「高精細度テレビジョン放送として放送する必要性がより高いこと」についての「必要性」について ・ 「放送番組について視聴者の需要がより高いものであること」についての「需要」について 	<p>高精細度テレビジョン放送として放送することの必要性について、個別の番組ごとに一定の合理性が認められれば、その必要性があるものとして審査を行っていくことを考えています。</p> <p>また、視聴需要の指標については、視聴率や有料放送加入者数により審査を行う場合、視聴率データが存在しないこと、加入者数について単チャンネル加入や複数チャンネルのパック加入があり単純に視聴需要を比較することができないことから、より総合的に視聴需要を判断する観点から、視聴料収入の額を指標として審査を行っていくことを考えています。</p>
<p>No. 29-3</p>		<p>【意見】</p> <p>今回の意見募集対象ではありませんが、本番組が取り扱うパチンコ・パチスロの市場は、日本において1,800万人の遊戯人口を抱えた20兆円超のエンターテインメント市場です。民放やケーブルTVにおいて当社同様の番組は人気を博しており、専門誌においては、コンビニ等で数種が合計数十万部の販売数を誇り、エンターテインメントとしての地位を得ています。この市場を対象とした放送番組が多チャンネル放送を推進するなかで、いまだ十分な視聴環境にな</p>	<p>ご指摘の点については、今回の訓令案の改正箇所ではありませんので、今後の制度検討・運用に当たっての参考意見として承ります。</p>

		<p>いことは「放送番組の多様性」及び「放送番組の視聴需要」に対応していないと考え、ご一考いただきたいと要望いたします。</p>	
No. 30	匿名希望	<p>東経110度CS放送の価値向上のための高画質化を目的とした放送法関係審査基準の一部改正内容に賛同いたします。</p> <p>また、返上周波数を保有していない申請に関しましても、1社でも多くの事業者への参入確保の観点からご配慮いただくことをお願いいたします。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>衛星基幹放送の業務の認定にあたっては、関係法令等に則り適切に行って参ります。</p>